

五泉市 議会だより



第47号
平成30年
10月25日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911（内線370） FAX.0250-43-2716



横須賀市衣笠地区農業体験交流の様子（阿弥陀瀬地内）

◆目次

ページ

第4回9月定例会

2

委員会審査報告

総務文教常任委員会

3

市民厚生常任委員会

4

建設産業常任委員会

5

決算の概要

6

議員別議案賛否一覧表

7

一般質問（10名）

7

請願について

7

ごせん紅葉マラソン補助金事務 調査特別委員会 調査報告

8～13

議員発議

14～15

編集後記

16

議長室から



議長
林 茂

北海道胆振^{いぶり}地方を襲った地震災害では、尊い命が失われ、甚大な被害が発生しました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、九月定例会では、国からの災害派遣要請に伴う北海道への職員派遣の報告や、専決処分^{せんけつしゅん}の報告を承認したほか、一般会計補正予算などを審議し可決、平成二十九年^{へいせいにじゅうきゅうねん}度に係る一般会計のほか七会計の決算を認定しました。

また、昨年の十一月臨時会からの課題であった「ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会」の最終報告が行われ、不明瞭な経理を行い、補助金の交付を受けていたことが明らかになりました。

議員自身が議会の尊厳を重んじ、公平、高潔さをもって議論し、市民の皆様に期待される議会を目指してまいります。

平成30年 第4回

9 月 定例会

平成29年度各会計決算の認定、 平成30年度各会計補正予算等、26件を審議

平成30年第4回9月定例会が、9月3日に招集され9月21日までの19日間の会期で開催されました。

初日の3日は、会期の決定、議長報告、干ばつによる農作物への渇水対策等の専決処分の報告承認3件、議員派遣、市政一般に関する質問を行い散会しました。

2日目の4日は、引き続き市政一般に関する質問をすべて行った後、平成29年度決算の認定8件を含む議案15件を一括議題として当局の提案説明と総括質疑を行い所管の常任委員会に付託しました。また請願1件も所管常任委員会に付託し散会しました。

最終日の21日は、冒頭に当局報告の「台風21号による強風被害について」「平成30年北海道胆振東部地震に係る職員いぶりの派遣について」及びごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の調査報告を日程に追加して報告を受けた後、議員発議3件を審議・可決し、その後、委員会付託されていた議案等16件について各常任委員会の審査報告があり、討論、採決が行われ、すべて可決となりました。

続いて、日程追加された市長からの追加議案1件と議員発議2件などを審議・採決し、閉会しました。

9 月定例会の日程

月 日	内 容
9月3日(月)	本会議（開会、会期決定、議長報告、議案審議、議員派遣、一般質問）
4日(火)	本会議（一般質問、議案上程・質疑・委員会付託、議長報告）
7日(金)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会
10日(月)	建設産業常任委員会
11日(火)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会
12日(水)	建設産業常任委員会
18日(火)	ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会
21日(金)	本会議（当局報告、委員会調査報告、議案審議、委員会審査報告・採決、議案審議、閉会）

総務文教常任委員会 審査報告

◎剣持 雄吾
○長谷川政弘

羽下 貢
熊倉 政一

今井 博
松川 徹也

去る九月四日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

認定第一号 平成二十九年度五泉市一般会計歳入歳出

決算の認定についてのうち本委員会所管に属する事項

議第七十号

平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第七号)のうち本委員会所管に属する事項

請願第二

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実に求める意見書」の採択に関する請願

以上の三件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、平成二十九年度五泉市一般会計歳入歳出決算の認定について、教育委員会所管分の質疑の中でスポーツ大会開催事業について、

五泉陸上選手権大会は、以前より七月下旬に開かれている。今の気象状況下、真夏の大変な時の開催について、やめるということも含めて見直しはどのように考えているのか、とただしたところ、

大変暑いということ、陸上競技協会とは話し合いをしています。今年も、例えば選手は集めずにそれぞれのテントにいてもいい、開会式をしたり、時間を繰り上げて早目に終わるように手だてをしました。参加する中学生にとっては、陸上大会のない、ちょうど切れ目の時期で、練習の成果を発揮するありがたい機会であるという声も聞いています。どのように実施して

いくか、今後とも話し合いを続けていかなければならないと考えています、との答弁でありました。

次に、総務課所管分の質疑の中で、防犯灯整備・維持事業のLED防犯灯設置事業補助金について、LEDを取り付ける工事は、各町内会から工事業者に依頼している。町内会によって頼む業者が違うので、同じ工事をするのに工事代金が違うということだが、指導するという考えはないのか、とただしたところ、

その場所の状態や準備等、設置個所によって違いがありますので、統一することは難しいと考えています、との答弁でありました。

また(総合戦略)防災関係業務の五泉あんしんメール登録者数について、登録者数三千三百八十九人というこの数字は、市民の人数からみた割合として高いか低いか、どのように認識しているのか、とただしたところ、市民の皆さんの認識も非常に深まっていて、毎年、登録者数が増えているのが実状です。

あんしんメールの必要性は、これから高くなっていくかなくてはならないと感じています。さまざまな機会に登録作業のお手伝いなどをしていますが、なお一層、普及に取り組んでいきます、との答弁でありました。

次に、企画政策課所管分の質疑の中で、ふるさと応援寄附金事業について、

寄附金額が、昨年度より減った主な原因は何か、とただしたところ、

五泉市の場合、平成二十六年度の終わりごろから返礼品の提供を始め、他市町村よりも早く取り組みました。現在もホームページなどを使い一生懸命PRしていますが、他の市町村も同様に取り組みでおり、五泉市があまり目立たなくなってきたと感じます。競争相手が多くなってきたということが大きな原因と考えます、との答弁でありました。

次に、平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第七号)について、教育委員会所管分の質疑の中で、小学校と中学校の無線LAN等整備事業費について、

財源変更の理由をただしたところ、当初予算では、交付金と起債の二本立てで歳入を見込んでいましたが、結果的に国から無線LAN整備に対する補助金の採択がありませんでした。そのため、交付金で見込んだ部分を全て減額して、起債に財源変更するものです、との答弁でありました。

次に、総務課所管分の質疑の中で、防犯灯整備・維持事業、LED防犯灯設置事業補助金二百十五万円の増額について、

当初の予算は使い切ったということなのか、とただしたところ、町内会から灯具が壊れたので交換したいという依頼があることから、それに対応する予算は若干残っています、との答弁でありました。

次に、財政課所管分の質疑の中で、歳入の地方交付税二億七千七百三十九万三千円の増額について、

当初、地方財政計画で全体として二・二%の減少だということ、また一本算定と合併算定替による算定との差額の一定割合を保障する激変緩和措置が、平成三十年度は五割に減るということで、前年度よりも一億五千万円減額すると見込んでいました。

しかし交付税算定の見直しにより、その差額が縮減されたため、見込んでいた減額分も縮減したというところからプラスの要因がありました。

それと合わせまして、合併特例債等の公債費算入の増加や障害児保育の充実による社会福祉費算入の増加で、かなり伸びた部分があります、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎佐藤 渉
○伊藤 昭一

町田 俊夫
鈴木 良民

白井 妙子
桑原 一憲

去る九月四日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

認定第一号

平成二十九年五泉市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち本委員会所管に属する事項

認定第二号

平成二十九年五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第三号

平成二十九年五泉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第七号

平成二十九年五泉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第七十号

平成三十年度五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項

議第七十一号

平成三十年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議第七十二号

平成三十年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第二号）

議第七十五号

平成三十年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

以上の八件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、平成二十九年五泉市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民課所管分の質疑の中で、住居表示整備事業について、

予算を計上しておきながら、執行がないというのは問題だと思う。この理由を説明願いたい、とただしたところ、

住居表示審議会で継続審議となっている町名を決めていただくため、委員報酬の予算を計上させていた、と答えた。町名を決めるにあたり、いろんな意見をいただいていたがなかなか進んでいなかったということは申しわけないと思っておりますが、ことしの三月に、審議会ではなく懇談会を開催し、これからこういった方向で進めていけばいいのか話し合いを持ちました。懇談会ということで、予算を執行していないということであり、との答弁でありました。

次に、平成三十年度五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち、健康福祉課所管分の質疑の中で、地域中核病院支援事業について、

五泉市民にとって大事な病院であり、補助金の行為そのものは正当性があると思う。ただし、債務負担行為とあわせて十億円という金額について、その整合性、総体的に幾らかかるのか、とただしたところ、病院建設の総事業費は約六十二億円ですが、補助対象は、建設工事にかかわる部分で、本体工事費、外構工事費、設計料、医療機器購入費それらが五十億円になります。新潟県が施設設備に対する補助金五億円を交付するため、差し引きで四十五億円。補助率については一般的な考え方から三分の一程度で十五億円となりますが、五泉市の財政状況を踏まえ検討した結果十億円が妥当と判断いたしました、との答弁でありました。

また、十億の市税を投入するというところで、十億に値するだけの市民が受けるメリット、医療機器や医療科目など、これから求めていただきたいと思うがいかがか、とただしたところ、

今後、真仁会と協議の場もありますので、こちらの思いも伝えていきます、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

建設産業常任委員会 審査報告

◎阿部 周夫
○佐藤 浩林 茂
牛腸 利栄平井 敏弘
深井 邦彦

去る九月四日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

認定第一号

平成二十九年五泉市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち本委員会所管に属する事項

認定第四号

平成二十九年五泉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成二十九年五泉市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号

認定第六号

認定第八号

議第七十号

議第七十三号

議第七十四号

議第七十六号

平成二十九年五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち本委員会所管に属する事項
平成三十年五泉市下水道事業特別会計補正予算（第二号）
平成三十年五泉市川東財産区一般会計補正予算（第一号）
平成二十九年度五泉市水道事業剰余金の処分について

以上の九件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

平成三十年五泉市一般会計補正予算（第七号）のうち、

まず、農林課所管分の質疑の中で、農林特産品振興事業、備品購入費百万円について、農産物加工品の商品開発に利用するための、真空パックの機械を購入する、との説明を受けて、この機械はどこに設置するのか、また一般の市民は使えるのか、その際の使用料について、ただしたところ、

機械は粟島ふれあい館の調理室に設置します。市民も含めて、特に農家や生産団体から利用していたくことを考えています。

機械の利用は無償の予定ですが、利用時に発生する、粟島ふれあい館の使用料は、商品開発が目的であるため、農林課に申し込んでいただき、減免の手続きを考えています、との答弁でありました。

さらに、真空パックする際に必要な袋は、どのようにするのか、とただしたところ、

真空パック専用のビニール袋については、それほど高価なものではないため、消耗品費で購入したいと考えています、との答弁でありました。

これに対して、真空パックの機械自体が高価なものであり、そのほかに諸々の経費がかかるわけなので、ビニール袋代に関しては、よく担当課で検討し、可能であれば利用者から負担いただく形をとってもらいたい、との意見がなされました。

次に、商工観光課所管分の質疑の中で、経済活性化推進事業の、起業支援補助金五十万円に関して、制度の仕組みについてただしたところ、この制度は、公益財団法人にいたる産業創造機構、通称NICOの補助対象となつたものに、市が上乗せを行うものです。

このたび、吉沢地内に開業予定のイタリアン料理店の起業者がNICOの起業チャレンジ奨励事業に採択され、百万円の補助を受けることになつたため、市はその二分の一の五十万円の補助をするものです、との答弁でありました。

続いて、ごせん起業者応援事業補助金について、支援する業種や所在地について、説明を求めたところ、店舗の新築として三本木地内に猫カフェの開業、店舗の改修として馬下地内に民泊事業と、駅前地内に食堂が開店される予定です、との答弁でありました。

また、平成二十九年度から現在までの、この事業の実績についてただしたところ、

平成二十九年度の実績は、店舗の新築、改修、家賃補助と、いずれも美容室の支援をしました。また、今年度は、家賃補助一件の実績があります、との答弁でありました。

これに対して、経済活性化推進事業、ごせん起業者応援事業、これら二つの総合戦略の事業から、実際にユニークな業種も出てきている。五泉で起業される方を、市としても一生懸命になつて、今後もバックアップしてもらいたい、との要望がなされました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

平成29年度 決算の概要

平成29年度の各会計の決算状況は次のとおりでした。

一般会計の決算状況を簡単にまとめると、平成29年度の一年間で、237億1,489万円の収入があり、230億3,152万円を支出しました。収支差引は6億8,337万円の黒字で、翌年度へ繰り越した事業の財源に3,230万円を充当したので、これを差し引きした実質収支は6億5,107万円になりました。

◆各会計の決算状況

(1万円未満は四捨五入)

	一般会計	特 別 会 計						企業会計		
		国民健康 保 険	介護保険	下水道事業	簡易水道 事 業	川東財産区	後期高齢者 医 療	水道事業 (税込)		
歳入	237億 1,489万円	63億 2,088万円	62億 9,462万円	33億 3,857万円	3億 411万円	402万円	4億 9,085万円	収益的 収支	収入	11億8,264万円
									支出	9億6,157万円
歳出	230億 3,152万円	61億 6,499万円	61億 1,867万円	33億 2,723万円	3億 411万円	33万円	4億 7,908万円	資本的 収支※1	収入	2億7,016万円
									支出	7億4,801万円

※1 資本的収支の収入不足額4億7,785万円は、内部留保資金等で補てんした。

◆一般会計の決算概要

(1万円未満は四捨五入のうえ調整)

その他依存財源
5.0% 12億7万円

県支出金
5.8% 13億7,429万円

国庫支出金
10.1% 23億9,267万円

市債
15.8% 37億3,551万円

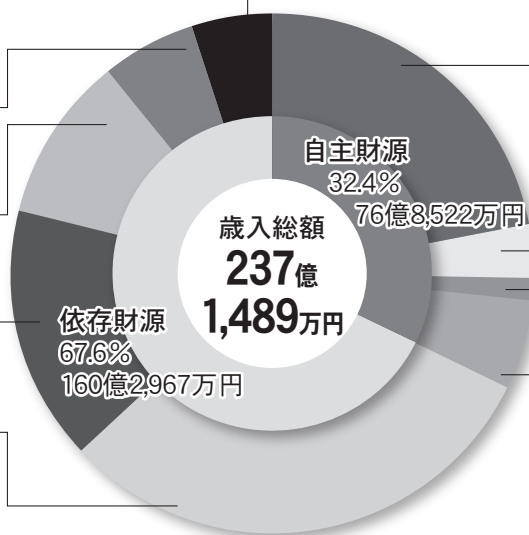
地方交付税
30.9% 73億2,713万円

市税
22.0% 52億1,105万円

諸収入
3.5% 8億2,648万円

分担金・負担金
1.4% 3億3,922万円

その他自主財源
5.5% 13億847万円



公債費
15.3% 35億2,185万円

教育費
9.0% 20億7,034万円

消防費
3.7% 8億4,510万円

土木費
11.0% 25億3,082万円

商工費
4.8% 11億206万円

農林水産業費
3.4% 7億7,794万円

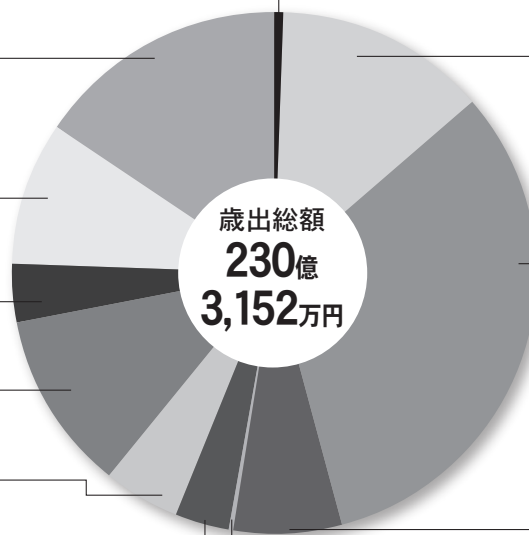
議会費
0.7% 1億7,394万円

総務費
13.1% 30億1,651万円

民生費
32.1% 73億9,878万円

衛生費
6.8% 15億7,882万円

労働費
0.1% 1,536万円



議員別議案賛否一覧表【○：賛成，×：反対，－：欠席，除：除斥※2】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名（議席番号順）																			
				1 松川 徹也	2 深井 邦彦	3 桑原 一憲	4 白井 妙子	5 今井 博	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 渉	10 平井 敏弘	11 牛腸 利栄	12 鈴木 良民	13 熊倉 政一	14 広野 甲	15 剣持 雄吾	16 羽下 貢	17 町田 俊夫	18 阿部 周夫	19 （欠番）	20 林 茂
市	議第67号	専決処分の報告承認について（五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第68号	専決処分の報告承認について （平成30年度五泉市一般会計補正予算（第5号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第69号	専決処分の報告承認について （平成30年度五泉市一般会計補正予算（第6号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第70号	平成30年度五泉市一般会計補正予算（第7号）	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第71号	平成30年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第72号	平成30年度五泉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第73号	平成30年度五泉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第74号	平成30年度五泉市川東財産区一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第75号	平成30年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第76号	平成29年度五泉市水道事業剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第77号	平成30年度五泉市一般会計補正予算（第8号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長	認定第1号	平成29年度五泉市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			
	認定第2号	平成29年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	認定第3号	平成29年度五泉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	※1		
	認定第4号	平成29年度五泉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	認定第5号	平成29年度五泉市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	認定第6号	平成29年度五泉市川東財産区一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	認定第7号	平成29年度五泉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	認定第8号	平成29年度五泉市水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
請願者	請願第2	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願	採択	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×		
議員	発議第7号	ごせん紅葉マラソン実行委員の桑原一憲氏、佐野實氏、松川徹也氏に対しごせん紅葉マラソン補助金の返還を求める決議	可決	除	○	除	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		
	発議第8号	桑原一憲議員に対する議員辞職勧告決議	可決	×	○	除	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		
	発議第9号	松川徹也議員に対する議員辞職勧告決議	可決	除	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		
	発議第10号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×		
定例会最終日に「五泉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」提出されましたが、本会議で採決した結果、否決されました。																							

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。

※2 地方自治法第117条の規定により、自己に直接利害関係のある事件については議事に参与できないため、退席し評決に加わっていません。

一般質問（通告順）

9月定例会では10人の議員が一般質問を行いました。
通告順に従い質問者の氏名をお知らせします。

通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名
1	佐藤 浩	6	長谷川政弘
2	町田 俊夫	7	阿部 周夫
3	桑原 一憲	8	松川 徹也
4	羽下 貢	9	今井 博
5	伊藤 昭一	10	佐藤 渉

請願について

一次の請願を採択しました。—

◆請願第2

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会 調査報告

【百条委員会】

※百条委員会とは、地方自治法第百条に規定されている調査権を議会から委任された委員会の通称です。関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるなど調査権にはたいへん強い権限があります。

百条委員会最終報告

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の調査報告をいたします。

本件については、ごせん紅葉マラソン実行委員会が平成二十一年度から平成二十八年度の八年間にわたり五泉市から受給した補助金について、適正執行されたかどうかの解明を図る目的から議会の立場として事実究明を行うものとしたところであります。

委員には七名が選出され、本日まで調査に要した会議は四十三回を数え、証人喚問の人数は延べ四十六名に及びました。

(8ページ下段へ)

◎熊倉 政一 阿部 周夫 鈴木 良民 深井 邦彦
○伊藤 昭一 剣持 雄吾 佐藤 浩

(8ページ上段より)

調査の経過については、昨年十二月五日及び本年二月二十八日、六月二十九日の本会議においてそれぞれ中間報告を行ってまいりました。

当委員会に課せられた調査事項については一応の結論を得ましたので、ここに報告をするものであります。それでは、関係書類の調査と証人の証言から明らかにした七点について申し上げます。

まず一点目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会では、交付申請書を市に提出する前に、毎年、大会参加者のエントリーや、計測業務を行う会社との契約などを行っており、また他にも事前着手の領収書が多数見受けられるなど、事前着手が常習的に行われていました。本来であれば、ごせん紅葉マラソン実行委員会が大会参加者のエントリーなどを始める前に交付申請書を提出し、交付決定を待って初めて事業に着手すべきも

(9ページへ)

(8ページより)

のであります。それが、補助金が交付されるのは確実であると言わんばかりに、市からの度重なる催促を受けた後によりやく申請手続きを行うなど、ごせん紅葉マラソン実行委員会の補助金に対する皆さんの事務実態が明らかになりました。

二点目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会の会計処理については、五泉市議会議員の松川徹也氏や会計担当者などが証言するように、現金出納帳は作成せず、通帳と、会計担当者の手持ちの現金の二通りで管理していたことが判明いたしました。また、企業などからの協賛金を手持ちの現金として会計担当者が管理し、松川徹也氏などから提出された領収書については内容を確認せずノーチェックで現金を支払っていた事実も明らかになりました。

また、五泉市地域産業活性化事業費補助金交付要綱第三条第一項第三号、及び五泉市生涯スポーツ振興事業費補助金交付要綱第五条第一項第三号に「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を五年間保管しておくこと。」と規定するように、本来であれば事業に係る収入及び支出を明らかにした現金出納帳を作成し、領収書の裏付けとなる証拠書類を五年間保管する義務があります。それに

(9ページ下段へ)

(9ページ上段より)

も関わらず、松川徹也氏の証言は、記録はほとんど存在していないとの一点張りであります。

特に、第三回大会(平成二十三年度)以降は一千万円を超える収入があったにも関わらず、それでも現金出納帳は作らず、また現金管理を通帳と手持ち金の二通りで行っていたなど、果たして会計担当者が事業費の全体を掌握しきれていたかどうか。また、ごせん紅葉マラソン実行委員会が市に提出した実績報告書の収支がどこまで正確であったかについても甚だ疑問であります。

三点目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会が市に提出した平成二十九年一月十一日付の監査報告書の署名・捺印が偽造であったことが判明いたしました。これは、当時監事を務めた佐藤渉氏に証人出頭を求めた際に明らかになったもので、監査書類の確認をしてもらったところ、「これは私が署名して捺印したものではありません。私の判こではありません。」また、「監査会場の商工会議所に行った記憶はありません。」と一月十一日の監査には一切関わっていないと証言しました。

その後、平成二十八年度からごせん紅葉マラソン実行委員長を務める松川徹也氏に証言を求めたところ、

(10ページへ)

(9ページより)

平成二十九年一月十一日付の監査結果報告書に書かれた署名・捺印は佐藤渉氏のものではなく、もう一人の監事の分と併せて、当時の会計担当者が署名・捺印をしたと証言し、監査結果報告書の偽造行為と、偽造した監査結果報告書を補助金実績報告の添付書類として市に提出したことを認めました。

当時の会計担当者も、自らが二名分の署名・捺印をしたことを認めた上で、「本当に反省はしていますが、代筆という形にさせていただきました。」(佐藤渉氏ともう一人の監事の)筆跡をまねて書きました。(判こは)百円シヨップで用意しました。」と証言しました。監査結果報告書の偽造行為と、偽造した監査結果報告書を市に提出した行為は、いかなる理由があろうと、これらは違法行為であり、有印私文書偽造罪、同行使罪にあたる可能性が極めて高いことを指摘いたします。

四点目は、会議費の名目で「飲酒を伴う懇親会」の領収書が市に数多く提出されていますが、これらの多くは松川徹也氏が経営する居酒屋のものであります。松川氏は参加者についてはほとんど不明と証言していますが、懇親会は松川氏自身が経営する居酒屋で行ったものであり、領収書を作成したのは松川氏本人であります。さらに、その経費はごせん紅葉マラソン

(10ページ下段へ)

(10ページ上段より)

実行委員会から支出しているにもかかわらず、松川氏は、「不確か」で「不明」のため、「その記録はほとんど存在していない」と証言しています。

また、松川徹也氏が経営する居酒屋の領収書の一部には印紙税法違反にあたる収入印紙が貼られていない領収書があり、さらには領収者名が記載されていない高額な領収書も見受けられるなど、領収書の真偽についても改めて不正行為の疑いを持たざるを得ません。

五点目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会が開催した「飲酒を伴う懇親会」のうち、実際に会議や懇親会が行われなかった可能性が極めて高いものが二件確認され、これらについては松川徹也氏が実行委員長を務めた平成二十八年度のものであることが判明しました。「(会議の)案内は基本的に(メールで)ほぼすべてのメンバーに行っている」とごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者が証言していることから、この二件だけ文書がないというのは、実際に会議や懇親会が行われなかった可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

五泉市議会議員の桑原一憲氏にもこの二件の会議や懇親会について幾度となく確認したところ、「(平成二十八年)十一月八日と十二月八日については、案内

(11ページへ)

(10ページより)

をもらっておりません。」と会議があったことを知らなかったと証言しています。松川徹也氏に実行委員長が交代した後も、依然、桑原氏は松川氏と並んでごせん紅葉マラソン実行委員会の中心人物であったはずであり、その桑原氏に案内さえ届いていなかったということは、この会議や懇親会が架空である疑いがさらに強くなりました。

また、松川徹也氏に記録の提出や証言を求めても明確な回答や証言等が一向に得られないことから、松川氏が架空の領収書を作成し、会計担当者に提出し、その後、実績報告書の添付資料として五泉市に提出したという疑惑を持たざるを得ません。

六点目は、五泉市補助金交付基準で規定する「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会等、その他の社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものは対象外とする。」に基づき、本委員会ではごせん紅葉マラソン実行委員会が市に提出した補助金実績報告の添付書類を精査し、補助対象外又は疑義のあるものを抽出し、次の七項目に分類いたしました。一、飲食関係、二、(対象となる)年度違い、三、交際費、慶弔費、新年会等の他団体への流用関係、四、高額な報酬及び事務費関係、五、これらの項目から外れるものや高額な経費等で不適切、

(11ページ下段へ)

(11ページ上段より)

または疑義があると思われるもの、六、交付決定前に支払いしているもの、七、実績報告書提出後に支払いしているもの。これら七項目について、本委員会として集計した金額は八年間の合計で最終的に四千七十万円余りとなりました。

七点目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会は、『ごせん紅葉マラソン補助金に関する100条委員会設置について』を作成し、次のような一方的な主張を新聞折り込みで全戸配布しました。一番目は、五泉市の補助金は、市から認められている「マラソン選手に必要な計測費用」に使用し、許可をもらっているとする点であります。二番目は、全体の事業費の三分の一が「マラソン選手に必要な計測費用他」であり、その内のわずか五分の一が五泉市の補助金であるとしています。それ以外の約十五倍にあたる事業費の大部分を「スタッフの名刺代・慶弔費・食事代等を含むその他の費用」に使うことは問題ないとする点であります。三番目は、「事業費の総額を五泉市の指導を受け、すべて提出した。」「八年の間、五泉市と相談しながら許可を得て、適正に報告をしてきた。」とする点などであります。

一番目については、そもそも、ごせん紅葉マラソン実行委員会は、補助金交付申請を行う際は補助対象経

(12ページへ)

(11ページより)

費を「マラソン選手に必要な計測費用他」だけに限定せず、事業費全体を補助対象経費とする形で交付申請を行っており、それを、あたかも平成二十一年度の第一回大会から八年間にわたり「マラソン選手に必要な計測費用他」だけに限定して補助金申請を行って来たかのような事実のすり替えを新聞折り込みで全戸配布するなど言語道断であります。二番目については、「企業からの協賛金」と「選手の皆さんからの参加費」を「スタッフの名刺代・慶弔費・食事代等を含むその他の費用」に充てるというのはいかがなものかということとであります。新聞折り込みの中でごせん紅葉マラソン実行委員会が堂々と主張する「不適切な会計は全くしておりません。」という文言に関しては、事実と異なり虚偽であると断定せざるを得ません。三番目の「総額を五泉市の指導を受け、すべて提出した」「八年の間、五泉市と相談しながら許可を得て、適正に報告をしてきた」と主張する件について、歴代の補助金事務担当職員に証言を求めたところ、ごせん紅葉マラソン実行委員会が主張するような「指導」については否定しています。井上幸直教育長、財政課、第七回大会（平成二十七年）で実行委員長を務めた佐野實氏らにおいても同様にそのような認識はなかったと証言していま

(12ページ下段へ)

(12ページ上段より)

す。またほかの実行委員も、同様に桑原一憲氏から聞かされて何となく知っていた程度だったと証言しました。よって、当初から「五泉市の補助金を計測費用に使用した」という認識を持っていたのは桑原一憲氏だけということになり、新聞折り込みに記載された内容には、作成者である松川徹也氏、桑原一憲氏による意図的な情報操作が感じられます。

桑原一憲氏は、七月二日の証人尋問で「事業が完了してからじゃないと補助金をもらえないという、今となっては確かにそうだというのはわかりまして、大変未熟で申しわけなかったんですが、その当時（平成二十一年度）は、そのような形で受け付けられて振り込まれて、アールビーズという計測会社に入金するという、一回目でそういうふうになりましたので、それが私たちにとって当たり前のような形になっていて、そういう認識で行われていたということでした。」と証言しています。これは、第一回大会（平成二十一年度）で受けた市の指導をごせん紅葉マラソン実行委員会では八年間踏襲してきたもので、チラシに記載された「八年の間、五泉市と相談しながら許可を得て、適正に報告をしてきた」ものではありません。また、桑原一憲氏は、「（新聞折り込みのチラシの）「これが真実」

(13ページへ)

(12ページより)

という書き方自体がちよつと問題があつたと思ひまして、その辺についてはおわび申し上げます。」と反省の弁も述べています。

以上のことから、ごせん紅葉マラソン実行委員会が受給してきた補助金のうち、本委員会が集計した「飲食関係」「年度違い」「交際費、慶弔費、新年会等の他団体への流用関係」については、明らかに補助金の対象外であり、八年間に支給された市の補助金八百八十万円については、ごせん紅葉マラソン実行委員会の責任者である実行委員長・会長の桑原一憲氏、佐野實氏、松川徹也氏に対して全額返還を求めることといたしました。

次に、本委員会が集計した「高額な報酬及び事務費関係」「これらの項目から外れるものや高額な経費等で不適切、または疑義があると思われるもの」「交付決定前に支払っているもの」「実績報告書提出後に支払っているもの」についても補助金の対象外ではありませんが、これらについては補助金事務に携わってきた歴代担当職員の怠慢や認識不足によるものが非常に大きいと断言せざるを得ません。

(13ページ下段へ)

(13ページ上段より)

さらに付け加えるならば、ごせん紅葉マラソン実行委員会の度重なる申請行為の遅延に対し、催促までして提出させる必要があつたのかどうかは大いに疑問であります。むしろ、これらの配慮がごせん紅葉マラソン実行委員会の補助金申請行為の形骸化を助長したと言えます。

市議会では、昨年、原水爆禁止五泉協議会の補助金事務調査特別委員会の調査報告において、市当局に対し「事務処理のあり方について検討され、健全な補助金支給に向けて万全を期していただきたい。」旨の報告を行ったところでありますが、市当局には改めて猛省を促し、全庁一体となつて今後の補助金事務にあたるよう強く求めるものであります。

最後に、現在までの調査において格段のご理解とご協力をいただき、勇気ある陳述をいただいた証人の方々とすべての関係者に対して心より感謝申し上げます、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の調査については、これをもちまして終了することといたしますので、ご報告いたします。

発 議 に つ い て

— 次の発議を可決しました。 —

◆発議第7号

ごせん紅葉マラソン実行委員の桑原一憲氏、佐野實氏、松川徹也氏 に対しごせん紅葉マラソン補助金の返還を求める決議

【提出議員】伊藤昭一、熊倉政一、阿部周夫、剣持雄吾、鈴木良民、佐藤 浩、深井邦彦

【内 容】

ごせん紅葉マラソン実行委員会は、ごせん紅葉マラソン補助金の申請にあたり、五泉市補助金交付規則、五泉市補助金交付基準、五泉市地域産業活性化事業費補助金交付要綱、五泉市生涯スポーツ振興事業費補助金交付要綱の補助対象とならない、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の領収書を補助事業実績報告書に多数添付し、また、現金出納帳を作成しないまま会計処理をするなど不明瞭な経理を行い、補助金の交付を受けていたことが「ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会調査報告書」で明らかになった。

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会で不適切な支出が認められたものは、平成21年度から平成28年度までのごせん紅葉マラソン補助金全てについてであり、これらは早急に五泉市に返還すべきである。

よって五泉市議会は、ごせん紅葉マラソン実行委員会の責任者である実行委員長・会長の桑原一憲氏、佐野實氏、松川徹也氏に対し、ごせん紅葉マラソン実行委員会へ支出した補助金880万円の返還を求める。

◆発議第8号

桑原一憲議員に対する議員辞職勧告決議

【提出議員】佐藤 浩、熊倉政一、伊藤昭一、阿部周夫、剣持雄吾、鈴木良民、深井邦彦

【内 容】

本日、平成30年9月21日、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の報告により、ごせん紅葉マラソン実行委員会は、ごせん紅葉マラソン補助金の申請にあたり、五泉市補助金交付規則、五泉市補助金交付基準、五泉市地域産業活性化事業費補助金交付要綱、五泉市生涯スポーツ振興事業費補助金交付要綱の補助対象とならない、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の領収書を補助事業実績報告書に多数添付し、市の補助金交付を受けていたことが明らかになった。

また、第1回から第6回大会までごせん紅葉マラソン実行委員長・会長を務めた桑原一憲議員は、市からの補助金交付手続きに関する指導を初回に受けただけであるにも関わらず、毎年継続して市の指導を受けていたかのような証言を行ってきた。

さらに、第2回大会を除き現金出納帳を作成しないまま会計処理を行い不明瞭な経理を行ってきた。

調査の結果、ごせん紅葉マラソン実行委員会の補助金実績報告において、8年間にわたり多額の補助金対象外経費が確認された。少なくとも6年間にわたる不適切な経理の責任は実行委員長・会長だった桑原一憲議員にある。

桑原一憲議員はこれらの責任については証人尋問の場で認めてはいるが、長年にわたりごせん紅葉マラソン実行委員会の中核メンバーとして携わってきた責任は重い。

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会を設置することになった原因の大半は桑原一憲議員にあり、五泉市議会の名誉を著しく傷つけるとともに、五泉市民の議会、議員への信頼をも著しく失墜させた責任は重大である。

よって五泉市議会は強い倫理観と規範意識に基づき、一定の決意をせざるを得ない。桑原一憲議員に対し、道義的、政治的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

◆発議第9号

松川徹也議員に対する議員辞職勧告決議

【提出議員】深井邦彦、熊倉政一、伊藤昭一、阿部周夫、剣持雄吾、鈴木良民、佐藤 浩

【内 容】

本日、平成30年9月21日、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の報告により、ごせん紅葉マラソン実行委員会は、ごせん紅葉マラソン補助金の申請にあたり、五泉市補助金交付規則、五泉市補助金交付基準、五泉市地域産業活性化事業費補助金交付要綱、五泉市生涯スポーツ振興事業費補助金交付要綱の補助対象とならない、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の領収書を補助事業実績報告書に多数添付し、市の補助金交付を受けていたことが明らかになった。

また、「ごせん紅葉マラソン実行委員長松川徹也」名にて五泉市に提出した、ごせん紅葉マラソン補助金交付手続きにおいて、松川徹也議員は偽造した監査結果報告書を提出していたことが判明した。そして、松川徹也議員が経営する居酒屋の領収書を、会議費の名目で数多く補助金実績報告書に添付していた。

そればかりか、現金出納帳を作成しないまま会計処理を行い不明瞭な経理を行ってきた。これらも含めた松川徹也議員による不正行為及び不適切な事案がごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会で多数判明した。今回明らかになった主な事案は次のとおりである。

誰が参加したのか全く説明できない、自ら経営する居酒屋の会議費名目の領収書や、収入印紙が貼られていない領収書を補助金実績報告書に添付していた。また、店の一日の収入金額を上回る額の領収書も切られていた。

ごせん紅葉マラソン補助金から慶弔費を流用したほか、松川徹也議員が大きく関係する「絆・遠泳横断プロジェクト実行委員会」へも協賛金を流用した。

松川徹也議員は、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会では自らの説明責任を果たさないばかりか、同調査特別委員会を軽視する答弁を行った。

これらの松川徹也議員の一連の言動や行動は、五泉市議会議員として五泉市議会の名誉を著しく傷つけるとともに、五泉市民の議会、議員への信頼をも失墜させた責任は重大である。

よって五泉市議会は強い倫理観と規範意識に基づき、一定の決意をせざるを得ない。松川徹也議員に対し、道義的、政治的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

◆発議第10号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

【内 容】

私立高校は、各校が建学の精神にもとづいて豊かな教育をつくり、地域の子どもたちの教育に尽力しながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行なわれました。これに新潟県独自の学費軽減制度も加わり、学費の負担は一定に軽減されました。

しかしながら、私立高校生の学費負担の現状は依然として重くのしかかっています。また、県内私立高校の教員構成の現状は、年々専任教員の数が減り続ける一方で、有期契約の常勤講師が増えています。

よって、国及び県におかれては、学費と教育条件の公私間格差是正を図るため、私立高校生と私立高校への私学助成を増額・拡充されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

【送 付 先】内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、新潟県知事

— 意見書については、すみやかに関係省庁へ提出しました。 —

2018 消防フェア

9月9日



さくらアリーナで行われた消防フェアの様子。はしご車乗車体験や心肺蘇生法（AED）の実技体験を通じて、正しい応急手当の実技指導が行われていました。市では「普通救命講習会」を定期的に開催しております。いざというときに備えて講習会に参加し、救命手当の基礎知識を身につけましょう。

編集後記

水田ではコンバインがエンジン音を立てて刈り取り作業をしていました。この五泉市議会だより四十七号が皆様の手元に届く頃には刈り取りも終わり美味しいお米になっていると思います。

これから本格的な秋を迎え五泉市では、十月二十八日には市民音楽祭、十一月三日には農業まつり、また黄金の里では紅葉が見ごろを迎えるなど市内では様々なイベントが開催されます。

まちの文化やおいしさに触れ、まちの魅力を再発見してみたいかがでしょうか。

季節の変わり目につき体調を崩しやすくなっています。体調管理には十分に気を付けて健やかな毎日をお過ごしください。

■広報委員会

委員長 伊藤 昭一
副委員長 佐藤 浩
委員 阿部 周夫
委員 鈴木 良民
委員 佐藤 妙子
委員 白井 邦彦
委員 深井 彦

〃 〃 〃 〃

伊藤 昭一
佐藤 浩
阿部 周夫
鈴木 良民
佐藤 妙子
白井 邦彦
深井 彦

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。

議会事務局 ☎(43) 3911 / E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp / URL:http://www.city.gosen.lg.jp